

工事一時中止に係るガイドライン（案）

平成29年4月

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

目次

第1章 工事一時中止に係るガイドライン(案)

1. ガイドライン策定の背景	・・・	1頁
2. 工事一時中止に係わる基本フロー	・・・	2頁
3. 発注者の中止指示義務	・・・	3頁
4. 工事を中止すべき場合	・・・	4頁
5. 中止の通知・発注者の中止権	・・・	5頁
6. 基本計画書の作成	・・・	6頁
7. 工期短縮計画書の作成	・・・	7頁
8. 工期又は請負代金額の変更	・・・	8頁
9. 中止に伴う増加費用の考え方	・・・	9頁
10. 工事一時中止のケース	・・・	16頁
11. 設計書及び事務処理上の扱い	・・・	21頁
12. 技術者の取扱い	・・・	22頁
13. 手続き様式	・・・	23頁
14. 参考資料	・・・	27頁

第2章 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

1. 工事一時中止の区分	・・・	39頁
2. 工事一時中止の対応例(1)		
2-1. 工事概要(例)	・・・	41頁
2-2. 基本計画書の作成(例)	・・・	42頁
2-3. 見積書等(例)	・・・	45頁
2-4. 見積の証明書類等(例)	・・・	46頁
2-5. 設計書作成について(例)	・・・	48頁
2-6. 設計書(例)	・・・	50頁
3. 工事一時中止の対応例(2)		
3-1. 標準積算の率計算(例)	・・・	52頁

第1章

工事一時中止に係るガイドライン（案）

1. ガイドライン策定の背景

(1) 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

(2) 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

(3) 現状における課題

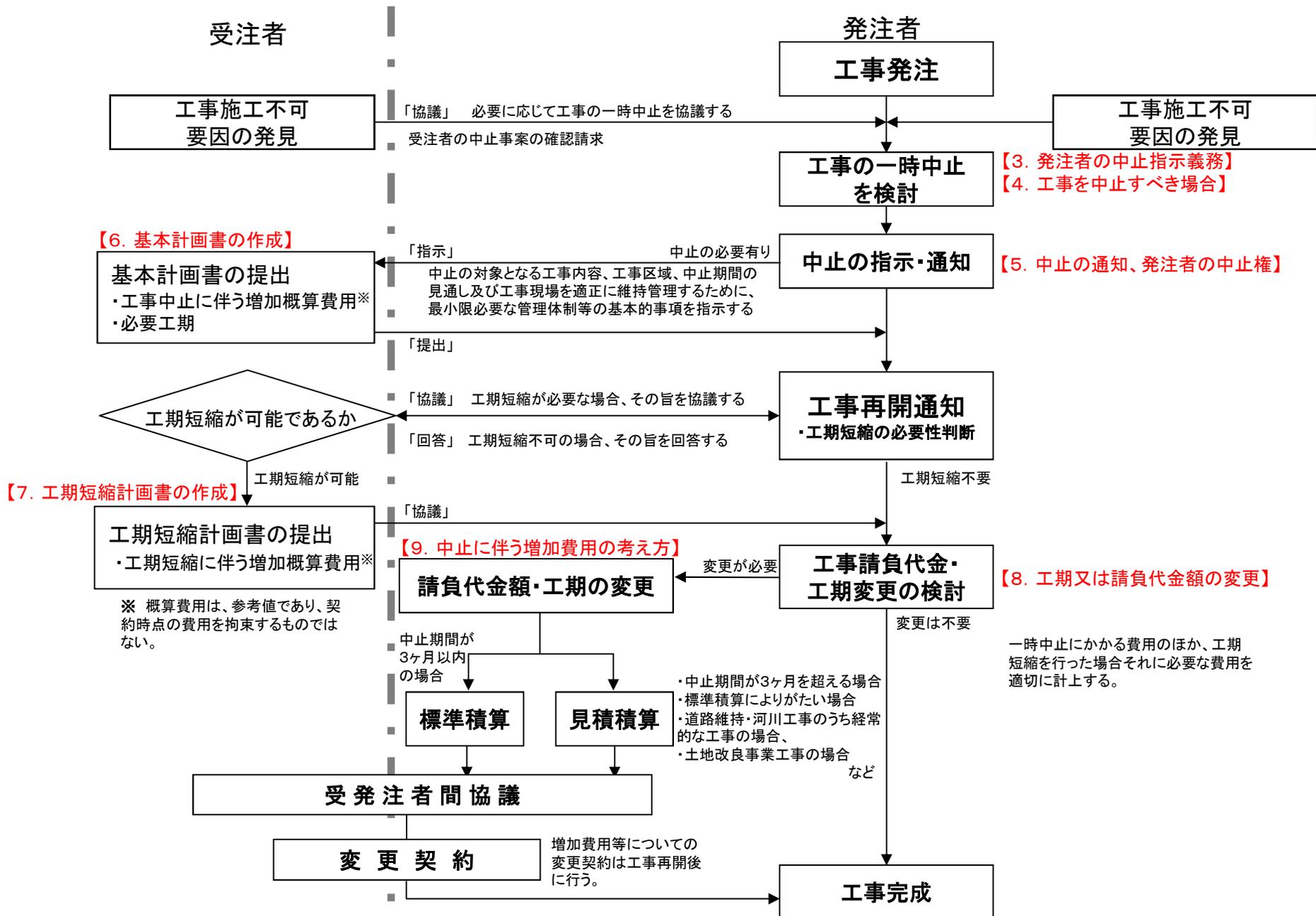
各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

(4) 工事一時中止に伴うガイドライン（案）の策定

これらの課題を踏まえ、受・発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために本ガイドライン（案）を策定するものである。

2. 工事一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

【関係法令：契約書第20条】

発注者の中止指示義務(契約書第20条)の趣旨

受注者の帰責事由によらずに工事の施工
ができないと認められる場合が発生

受注者は、工事を施工する意志を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。

このような場合に発注者が工事の施工を中止させなければ、中止に伴って必要とされるはずの工期又は請負代金額の変更は行われず、損害等の負担も受注者が負うおそれがある。

発注者は工事の施工を中止させられると思われるが、発注者の意思に委ねられることになり、中止されるかどうか不確定である。

発注者が工事中止を受注者に命じなければならない義務規定(第20条)を置くことで、このような場合に、工期又は請負代金額の変更等が適正に行われることを確保しようとしている。

契約書第16条 発注者の工事用地等確保の義務、第18条 施工条件の変化等における手続きとも関連するものであり、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる。

4. 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき※1

② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき 【関係法令：契約書第20条第1項】

◆上記2つの規定以外に、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。 【関係法令：契約書第20条第2項】

※1「工事を施工できないと認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。（逐条解説より）

① 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できない場合

●発注者の義務である工事用地等の確保※2が行われないため（契約書第16条）施工できない場合

※2 土地の所有権を取得することだけに限らず、受注者の工事の施工を妨げる所有権以外の権利（地上権など）を取得・消滅させることや物理的に支障物件を除去することも含まれる。

●設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）施工を続けることが不可能と認められる場合

●ただし、単に工事用地が確保されていないだけ、設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されただけでは不十分であり、これらによって施工が不可能と認められる状態になっていることが必要である。

② 自然的又は人為的な事象のため、工事を施工できない場合

●「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

●「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれると解する。

●ただし、単に暴風等の受注者に帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。

5. 中止の通知・発注者の中止権

(1) 中止の通知

- ◆発注者は、工事を中止するに当たっては、工事の中止内容を直ちに受注者に通知しなくてはならない。
【関係法令：契約書第20条】
- ◆中止内容には、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等が含まれる。
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示すること。

(2) 工事の中止期間

- ◆通常、中止の通知をする時点では中止期間が確定的でないことが多く、その場合には工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、再開できる時期を通知する。
- ◆受注者は、通知された中止期間が満了したときは工事を再開する。
- ◆発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときには、工事の再開を指示しなければならない。
- ◆工事中止期間については、一時中止を指示したときからそれらが終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

(3) 発注者の中止権

- ◆発注者は、必要があると認められるときには、任意に工事を中止させられる。
- ◆「必要があると認める」か否かは、発注者の判断に属し、受注者の意思は入る余地はない。
- ◆中止自体の判断と同様に、中止すべき工事の範囲、中止期間についても、発注者の意思により決定されるものと解する。

(4) 受注者の中止事案の確認請求

- ◆受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

6. 基本計画書の作成

◆ 工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議、承諾を得ること。

【長野県土木工事共通仕様書（建設部）平成26年度版 1-1-1-18】

◆ 着手前の施工計画作成中及び起工測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、協議する。

◆ 基本計画書は、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないように作成する。

◆ 受注者は、基本計画書の内容（一時中止期間や工事内容の変更など）に変更が生じる場合には、変更基本計画書を提出し、協議する。

基本計画書の記載内容

- 基本計画書作成の目的
- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具、設置済の仮施設等の確認に関すること
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 工事再開に向けた方策、準備計画
- 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- 基本計画書に変更が生じた場合の手続き など

管理責任

- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属する。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※ 指示時点で想定する中止期間における増加費用の概算金額を記載する。

※ 一部一時中止の場合は、概算費用の記載は省略できる場合もある。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は、一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

工期短縮計画書の記載内容

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用。

など

工期の変更

- 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

8. 工期又は請負代金額の変更

◆発注者は、工事の一時中止をした場合、必要があると認められるとき※は工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。 【関係法令：契約書第20条第3項】

※ 「必要があると認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めることを意味するものではない。再開後、通常の方法で施工しても、当初契約工期内に完了させることができるような中止期間がごく短期間である場合や、中止する範囲がクリティカルパスではない工種のように全体の工事の施工に影響がない場合などは一時中止の必要が認められない事例である。

◆発注者は、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械等を保持するための費用その他一時中止に伴う増加費用、もしくは受注者に損害を及ぼしたときはそれら必要な費用を負担しなければならない。 【関係法令：契約書第20条第3項】

工期の変更

●工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

●地震、失火等による中止の場合は、地震、失火等が生じていた期間が中止期間といえるが、取片付け期間や復興期間に長期間を要す場合もあり、それら期間を含めて工期の変更を行うことも可能である。

増加費用の負担と損害の負担

●増加費用と損害を識別する意味はなく、区別する必要はない。

●増加費用の負担と損害の負担を合わせて『増加費用』という。

請負代金額の変更

●発注者は、工事の施工を中止させた場合、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

①増加費用の負担（直接的な費用の増加）

- ・発注者が工事用地等を確保しなかった場合
- ・監督員の失火等発注者に過失がある場合（損害賠償の性格を有するもの）
- ・暴風雨など、契約の基礎条件の事情変更により生じたもの（事情変更による費用の調整の性格を有するもの）

②損害の負担（間接的な費用の増加）

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

9. 中止に伴う増加費用の考え方

(1) 増加費用の範囲

- ◆増加費用の適用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事中止体制への縮小に要する費用、再開準備に要する費用、労働者、建設機械器具等の保持に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- 工事中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料、工事現場の保安に要する経費等
- 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事中止体制への縮小に要する費用

- 不要となった建設機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用、保管等のきかない工事材料の売却損等

再開準備に要する費用

- 工事現場に再投入される建設機械器具、労務者、技術者の転入に要する費用等

労働者、建設機械器具等の保持に要する費用

- 工事中止期間中も最低限必要な労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具損料、リース料等の経費等

①中止により工期延期となる場合

工期延期により追加として生じる社員・労働者等の給与・賃金、現場事務所を存置する費用、材料の保管費用、建設機械器具・仮設諸機材を備え置くのに必要な損料・リース料等

②工期短縮を行った場合

ア 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

イ 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は費用は見込まない

(2) 増加費用の算定・構成

◆増加費用の算定は、基本計画書に従って実施し、そのうえで必要とされた工事現場の維持等の費用明細書に基づき、その費用の必要性・数量などを受・発注者間で協議して行う。

◆増加費用とは、原則、中止期間中に要す費用であり、中止以前および再開以降に生じた変更による増工とは区別する。後者は従来どおり設計変更で処理する。

例：中止に伴う工期延期により、工期が出水期にかかることで必要となる出水対応費用（ポンプ排水費用や運搬費など）は、従来どおり設計変更で処理する。

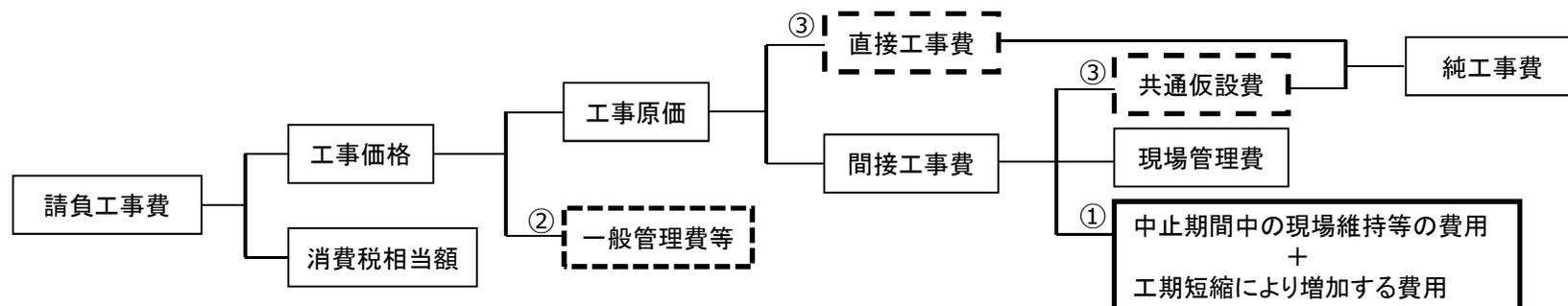
増加費用の構成

①中止期間中の現場維持等の費用（増加費用の範囲）および工期短縮により増加する費用については、現場管理費の下に別途計上する。

②中止期間中の現場維持等に要する費用は一般管理費等の対象額とし、生じる一般管理費等の増加分には一時中止に伴う本支店における増加費用が含まれるものである。

③工事一時中止に伴い、発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、通常的设计変更により処理する。

例：道路改良工事において全体工事の一時中止が発生したことにより再開後の作業が冬期間となり、現場内の現道における区画線が除雪によって不鮮明となったため一時的に設置する区画線費用は、通常的设计変更により処理する。



(3) 中止期間中の現場維持等の費用

◆中止期間中の現場維持等の費用については、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後※1を対象に算定する。

※1 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

◆土木（下水道を含む）工事、森林工事においては、「標準積算」または「見積積算」により算出する。

◆土地改良事業工事においては、「見積積算」により算出する。

土木（下水道を含む）工事、森林工事の場合

●標準積算と見積積算の使い分けは次のとおりとする。

- ① 中止期間が3ヶ月※2以内の場合は「標準積算」により算定する。
- ② 中止期間が3ヶ月を超える場合、又は、標準積算によりがたい場合は、増加費用に係る見積※3を受注者に求め、受発注者間で協議を行い増加費用を積上げる「見積積算」により算定する。
- ③ 道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事※4である場合は「見積積算」による算定する。

※2 積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから「中止期間3ヶ月以内」としている。

※3 中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収すること。

※4 内容に変動が少なく、常に同様な一定な工事。

●中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は次のとおりである。

- ① 共通仮設費及び現場管理費に係る項目（以下、「間接工事費等項目」という。）
（運搬費の増加費用）
 - (1) 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - (2) 大型機械類等の現場内小運搬

(安全費の増加費用)

工事現場の維持に要する費用(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)

(役務費の増加費用)

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

(営繕費の増加費用)

現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

(現場管理費の増加費用)

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

②直接工事費及び事業損失防止施設費に係る項目(以下、「直接工事費等項目」という。)

(直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用)

(1) 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

(2) 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

●「標準積算」による算定方法

標準積算では、率計上分($d_g \times J$)の項で上記①の内容を、見積を積上げる(α)の項で②の内容を算出する。

中止期間中の現場維持等の費用(G)(単位:円)(1,000円未満切り捨て)

$$G = d_g \times J + \alpha$$

d_g : 一時中止に係る現場経費率(単位:%)(少数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(中止時点の契約上の純工事費^{※5})(単位:円)(1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用(単位:円)(1,000円未満切り捨て)

$$d_g = A \times \left[\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right]^B - \left[\frac{J}{(a \times J^b)} \right]^B + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数(日)(ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数)

R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A 、 B 、 a 、 b : 各工種毎に決まる係数(積算基準による)

※5 「契約上の純工事費」とは、設計額における純工事費に請負率を乗じた額、又は、総価契約単価合意方式の場合は単価合意後の純工事費とする。

●「見積積算」による算定方法

証拠書類等により見積金額の妥当性を確認・協議し、書面(様式)をもって決定する。(第2章を参照)

土地改良事業工事の場合

- ◆土地改良事業工事の場合、工事一時中止に伴う増加費用等を「増し分費用」という。
- ◆増し分費用は、受注者が基本計画書に基づき実施した費用の明細書及び証拠書類の妥当性を受・発注者が協議して算定するものとする。
- ◆増し分費用の積算は、局長通知（【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて】（昭和59年2月14日付け構造改善局長通知の1））によるほか、下記に示す方法により行うものとする。

●増し分費用の積算方法

1 現場における増し分費用

(1) 材料費

- ア 材料の保管等の費用
保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。
- イ 他の工事現場へ転用した材料の運搬費
当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

(2) 労務費

- ア 工事現場の維持に必要な労務費
現場に常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。
(労務費) = (延人員) × (職種別労務単価)
- イ 他職種に転用した場合の労務費差額
本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。
(労務費差額) = (延人員) × (本来職種労務単価 - 従事した職種労務単価)
なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(3) 機械経費

- 工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。
(機械存置費) = (中止期間) × (供用1日当り損料)

(4) その他

ア 直接工事費に計上されている材料の損料
次式により算定する。

$$(\text{材料損料}) = (\text{中止期間}) \times (\text{供用1日 (又は1月) 当り損料})$$

イ 仮施設等の損料等

(ア) 仮施設の損料

次式により算定する。

$$(\text{仮施設の損料}) = (\text{中止期間}) \times (\text{供用1日 (又は1月) 当り損料})$$

なお、仮施設の維持補修費は、必要に応じて計上する。

(イ) 仮設材料の損料

(ア) に準じて算定する。

ウ 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用を積算基準により算定する。

(5) 事業損失防止施設費

(4) イ (ア) に準じて算定する。

(6) 準備費

工事現場で必要とされた各作業に対し、次式により算定する。

$$(\text{準備費}) = (\text{延人数}) \times (\text{職種別労務単価})$$

(7) 技術管理費

(5) に準じて算定する。

(8) 営繕損料

元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

$$(\text{営繕損料}) = (\text{中止期間}) \times (\text{供用1日 (又は1月) 当り損料及び維持補修費})$$

(9) 役務費

元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$(\text{借上げ料}) = (\text{元設計における借地期間}) \div (\text{元設計における借上げ料}) \times \text{必要期間}$$

(10) 安全費

元設計において積上げ計上されている既存の安全施設等に係る費用は、次式により算定する。

$$(\text{安全費}) = (\text{中止期間}) \times (\text{供用1日(又は1月)当り損料})$$

(11) 従業員給料手当

ア 中止期間中の工事現場の維持管理のため現場に常駐する従業員に支給する給料手当

次式により算定する。

$$(\text{常駐従業員給料手当}) = (\text{常駐日数}) \times (\text{基準日額})$$

基準日額は、作業日報及び給与明細等を基に算定する。

2 本支店における増し分費用

本支店における増し分費用は、元設計の費用に工事中止に伴う増加費用等を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定する。

【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いの運用について（昭和59年2月14日付け構造改善局建設部通知）より

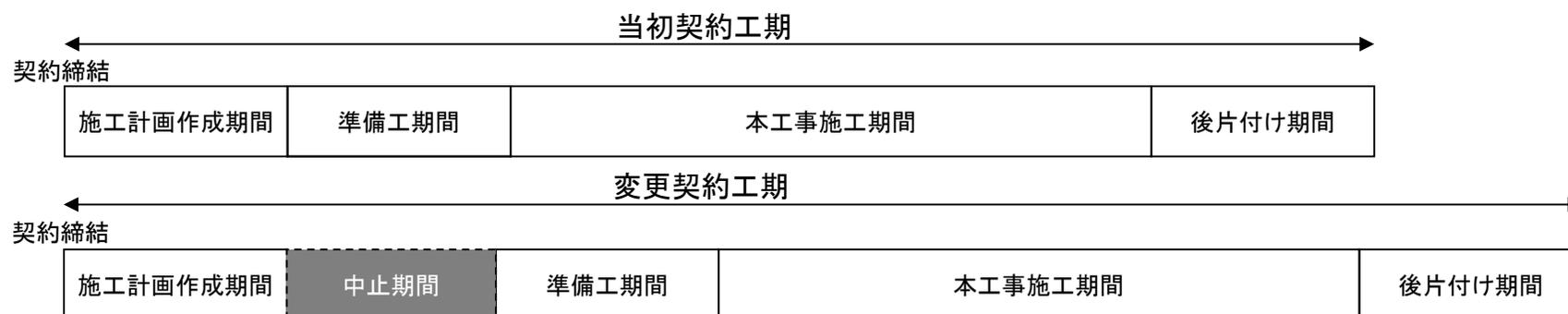
- 算出方法は、上記項目についての見積をもとに積上る「見積積算」により、算出する。
- 上記における「職種別労務単価」、「供用1日当り損料」、「供用1日（又は1月）当り損料」、「供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費」は発注者が定めるものを基本とする。
- 上記における「基準日額」は、受注者が提示する資料をもとに、受・発注者の協議により定める。
- そのほかの単価等については、受・発注者の協議により定めるものとする。

10. 工事一時中止のケース

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合

◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

◆発注者は、上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合に、工事の一時中止を受注者に通知する。



●基本計画書の作成について

契約書第16条2項（工事用地の確保等）に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とあり、このことから、受注者は必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

●増加費用について

【土木（下水道を含む）工事】

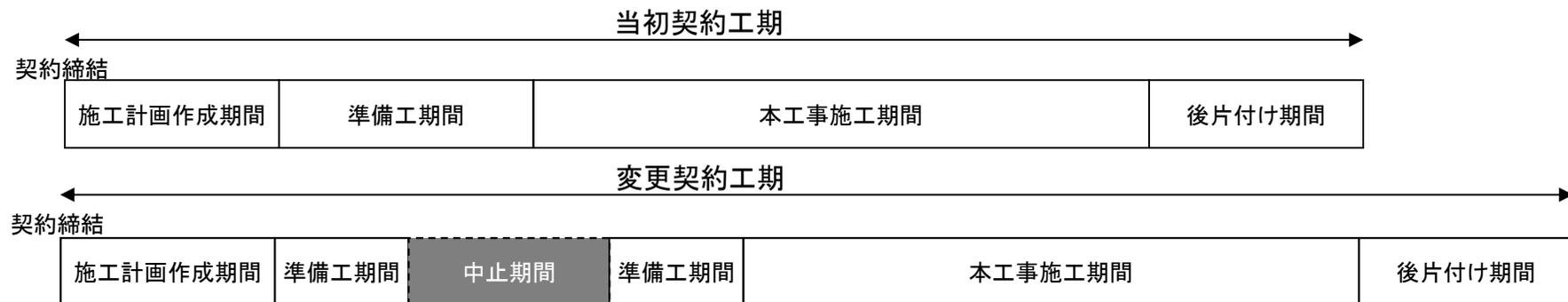
一時中止に伴う増加費用は計上しない。

【森林工事、土地改良事業工事】

工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

(2) 準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



● 基本計画書の作成について

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

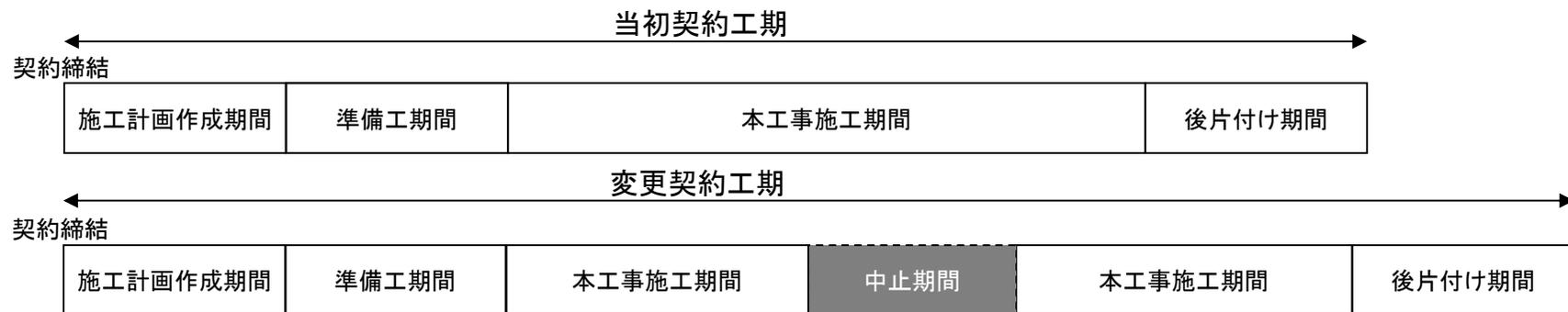
※概算費用は、請求する場合のみ記載する。また、概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものでない。

● 増加費用について

- ① 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ② 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ③ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
(積算は受注者に見積を求めて行う。)

(3) 本工事施工中に中止した場合

- ◆本工事期間とは、準備工期間後で、本工事施工期間をいう。
 - ◆発注者は、上記の期間中に施工を継続することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事をいう。



●基本計画書の作成について

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。また、概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものでない。

●増加費用について

- ① 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ② 増加費用の算定は、中止期間が3ヶ月以内は標準積算（積上げ積算及び率で計上する積算）により行い、3ヶ月を超える場合は、積上げ積算により行い、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議し決定する。

(4) 工事一時中止のケースと中止期間

- ◆ 契約後準備工着手前の工事一時中止については、土木(下水道を含む)工事と森林工事、土地改良事業工事とでは、増加費用の計上が異なる。
- ◆ 本工事施工中の工事一時中止については、中止期間が3ヶ月以内の場合のみ、土木(下水道を含む)工事、森林工事で標準積算により増加費用を算定する。

		工事一時中止のケース		
		契約後準備工着手前に中止した場合	準備工期間に中止した場合	本工事施工中に中止した場合
中止期間	3ヶ月以内	土木（下水道を含む）工事 ● 増加費用は計上しない。 森林工事、土地改良事業工事 ● 中止期間中の現場維持等に要する費用は「見積積算」により算定する。 【算定例】 工事用地等の維持管理に要する費用、現場管理費など	● 中止期間中の現場維持等に要する費用は「見積積算」により算定する。 【算定例】 （安全費）工事看板の損料 （営繕費）現場事務所の維持費、借地料 （現場管理費）現場従業員手当 等	土木(下水道を含む)工事、森林工事 ● 中止期間中の現場維持等に要する費用は「標準積算」により算定する。 ● 標準積算によりがたい場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事の場合は「見積積算」により算定する。 土地改良事業工事 ● 中止期間中の現場維持等に要する費用は「見積積算」により算定する。
	3ヶ月超え			● 中止期間中の現場維持等に要する費用は「見積積算」により算定する。

(5) 工期短縮を行った場合(一時中止の場合で)

◆工事一時中止における工期短縮とは、工事一時中止に伴ない工期延長すべき場合において、中止期間もしくは影響期間に満たない日数を延長すること、もしくは工期を延長しないことをいう。

●基本計画書の作成について

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用(中止期間中の現場維持等の費用と工期短縮により増加する費用)を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。また、概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。

●増加費用について

発注者は、工事一時中止を行い、かつ、工期を短縮する場合は、中止期間中の現場維持等の費用のほかに、工期短縮により増加する費用を見積積算により計上する。(P.10参照)

①増加費用を見込む場合

ア 工期短縮の要因が発注者に起因するもの

例. 長期間の一時中止をしたが、工期を延長せず、当初工期のままとする場合

イ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの

例1. 想定以上の悪天候で工事一時中止をし、工期の延長が必要であったが、事情により延期ができない場合

例2. 自然災害で被災を受けて一時作業ができなくなったが、当初工期のままとする場合

なお、災害による損害については契約書第29条(不可抗力による損害)に基づき対応する。

②増加費用を見込まない場合

工期短縮の要因が受注者に起因するもの

11. 設計書及び事務処理上の扱い

(1) 設計書における取扱い

- ◆ 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」および「工期短縮により増加する費用」として、原契約の請負工事費とは別計上する。
 - ◆ 設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。
 - ◆ 標準積算のうち率計算により算出する増加費用については、請負比率および合意比率を考慮する※1ものとし、それ以外の増加費用（見積積算）については、請負比率および合意比率を考慮しない※2ものとする。
- ※1 標準積算の率計算式に用いる対象額（J）は中止時点での契約上の純工事費であり、請負比率および合意比率が考慮されている。
- ※2 見積積算により積上げる増加費用は、様式3、4、5による手続きにより受発注者が共に定め、納得した金額であることから、さらに請負比率および合意比率を考慮することはしない。

(2) 事務処理上の取扱い

- ◆ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- ◆ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆ 増加費用の積算は、工事再開後、速やかに受発注者が協議して行ない、変更契約する。

(3) 受注者の解除権

- ◆ 中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときには、受注者は契約を解除することができる。 【関係法令：契約書第49条第1項】
- ◆ この規定により契約を解除した場合、受注者に損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求できるが、この損害については本ガイドラインの適用外である。

12. 技術者の取扱い

中止期間における技術者の取扱い

◆工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者については、一時中止の範囲に応じて定める。

- ①工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ②一部一時中止の期間は、専任を要する期間である。
- ③受注者の責によらない理由による工事中止、又は、工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超える場合」を目安とする。

【関係法令：契約書第49条】

13. 手続き様式

工事の一時中止に係る様式(例)

<p>(様式第 25 号) (第 34 条関係)</p> <p style="text-align: center;">工事の一時中止通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>受注者様</p> <p style="text-align: right;">事務所長 印</p> <p>工事名 工事箇所名 群字 町村字 工期 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日付で契約を締結した上記工事の施行を、下記のとおり一時中止しますので通知します。 なお、工期については、下記3のとおり契約の変更を協議したいので、来所してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間</p> <p>2 工事の施行を一時中止する理由</p> <p>3 完成期限 年 月 日</p>	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;">工事一時中止の内容</p> <p>1 一時中止の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 中止する工事の工種等(2) 中止する工事区域(3) 一時中止の期間(4) 管理体制等の基本的事項(5) 基本計画書の提出 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式-1により発注者に提出し承諾を得ること。(6) 中止に係る概算費用 工事一時中止に伴う概算の増額費用及び算定根拠を基本計画書に記載すること。 なお、一部一時中止の場合には、増額費用の記載は省略できる。 ※増額費用は概算とし、参考値として扱い、契約時点の費用を拘束するものではない。 ※指示時点で想定している中止期間に伴う増額金額とする。 <p>2 一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項</p>
--	--

様式-1

年 月 日

発注機関の長 様

受注者 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

工 事 名

工事箇所名

年 月 日付で工事一時中止の通知があった上記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

別紙

基本計画書（例）

- 1 基本計画書作成の目的
- 2 中止時点における出来形等の確認に関すること
工事の出来形
職員の体制
労働者数
搬入材料及び建設機械器具
設置済みの仮施設等
- 3 中止に伴う工事現場の縮小に関すること
工事現場縮小時の体制
中止期間中の体制
現場組織表
安全衛生管理組織表
工事現場の管理責任
- 4 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - 1) 現場点検
 - 2) 緊急時の対応
地震発生時
台風発生時
緊急連絡体制
 - 3) 災害対策本部組織図
 - 4) 緊急資材一覧表
- 5 工事再開に向けた方策、準備計画
工事現場再開時の体制
現場組織表
安全衛生管理組織表
工事現場の管理責任
- 6 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠

様式-2

第 号
年 月 日

受注者様

発注機関の長 印

一時中止中の請負工事の再開について（通知）

工事名

工事箇所名

年 月 日付通知の上記工事は、年 月 日より再開されるよう
通知します。

様式-3

平成 年 月 日

発注機関の長様

受注者 印

一時中止に伴う請負代金額の変更について

工事名

工事箇所名

現在当社で施工中の上記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契
約書第20条により下記のとおり協議します。

記

協議金額 ¥

様式-4

第 号
年 月 日

受注者様

発注機関の長 印

工事一時中に係る請負代金額の変更について（協議）

このことについて、貴社より 年 月 日付で提出の工事請負契約書第20条に基く工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議について検討した結果、下記のとおり金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、様式-5により回答願います。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所名
- 3 協議金額 ￥
- 4 貴社要求金額 ￥

様式-5

平成 年 月 日

発注機関の長様

受注者 印

一時中止に伴う請負代金額について

年 月 日付協議のあった下記工事の一時中止に伴う請負代金額の協議金額について、依存ない旨を回答します。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所名
- 3 協議金額 ￥
- 4 自社要求金額 ￥

14. 参考資料

(1) 建設工事標準請負契約約款(契約書)

第16条(工事用地の確保等) 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条(条件変更等) 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事案を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること

三 設計図書の表示が明確でないこと

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者と立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止） 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰することがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第49条（受注者の解除権） 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

(2)長野県土木工事共通仕様書(建設部)

1-1-1-18 工事の一時中止

1.一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-53臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3)工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2.発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員等の指示に従わない場合等、監督員等が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3.基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員等を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-53 臨機の措置

1.一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員等に通知しなければならない。

2.天災等

監督員等は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(3) 増加費用の費目と内容(土木(下水道を含む)工事、森林工事)

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

1 現場における増加費用

(1) 材料費

ア 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

イ 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

ウ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

(2) 労務費

ア 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

イ 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

(3) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(4) 機械経費

ア 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- (ア) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）
- (イ) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

(5) 仮設費

ア 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

イ 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

ウ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(6) 運搬費

ア 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを、一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

イ 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(7) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(8) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(9) 安全費

ア 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

イ 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(10) 役務費

ア プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

イ 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

(11) 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

(12) 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(13) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(14) 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ア 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- イ 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ウ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- エ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

(15) 労務管理費

ア 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

イ 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

(16) 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

(17) 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

2 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

3 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(4) 増し分費用の費目と内容(土地改良事業工事)

【工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて】（昭和59年2月14日付け構造改善局長通知）より

1 増し分費用の算定

- (1) 増し分費用は、受注者が基本計画書に基づき実施した費用の明細書及び証拠書類の妥当性を受・発注者が協議して算定するものとする。
- (2) 増し分費用の各構成費目は2に定める内容により積算するものとする。

2 増し分費用の費目と内容

(1) 現場における増し分費用

ア 材料費

(ア) 材料の保管等の費用

搬入済の材料のうち倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管した材料の保管料及び入出庫手数料

(イ) 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

搬入済の材料のうち、他の工事現場に転用した材料の運搬費用

(2) 労務費

ア 工事現場の維持に必要な労務費

労務費は、原則として計上しないものとする。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事で、作業員を確保しておく必要があるため、労務者を常駐させた場合はその費用

イ 他職種に転用した場合の労務費差額

アのただし書による技能労務者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種との単価差額の労務費用

(3) 機械費

ア 工事現場に存置する機械の費用

工事現場の維持のために必要な機械並びに搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした機械を存置する費用

イ 工事現場の維持のために機械の運転に要する費用

(4) その他

ア 直接工事費に計上されている材料の損料

元設計において、供用される期間の長さによって積算額が変わるものとして（以下「期間要素を考慮して」という。）計上されている材料の中止期間に係る損料

(5) 仮設費

ア 仮施設等の損料等

(ア) 仮施設の損料等

仮施設のうち、元設計において期間要素を考慮しているものの中止期間に係る損料及び維持補修の費用

(イ) 仮設材料の損料

搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることに
より工事現場に存置することとした仮設材料の中止期間に係る損料

イ 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用（保安要員費を含む。）

(6) 事業損失防止施設費

(5) に準じて積算した費用

(7) 準備費

中止に伴う工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備等に要する費用

(8) 技術管理費

原則として計上しないものとする。ただし、搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上している機器等については、機器等の中止期間に係る損料

(9) 機械器具運搬費

ア 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

現場搬入済の機械器具類又は仮設材料のうち工事現場外に搬出又は再搬入に要する費用

イ 大型機材類等の現場内運搬に要する費用

工事を中止したため、新たに工事現場内に移動させることとした大型機材類等の運搬費用

(10) 営繕損料

営繕施設の中止期間に係る損料及び維持補修に要する費用

(11) 労務者輸送費

工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者の通勤費用

(12) 役務費

ア 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上している材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ等に要した費用

イ 用水・電力等の基本料金

元設計において計上している用水・電力等に係る中止期間の基本料金

(13) 安全費

ア 既存の安全施設等に係る費用

安全施設等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上している安全施設等の中止期間に係る損料及び保安要員の費用

イ 工事現場の維持のために新たに必要になった安全施設等に要する費用

(14) 労務管理費

ア 労務者の転出入に要する費用

遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のための転入に要する費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（以下「専従的労務者」という。）とする。

イ 解雇又は休業手当に要する費用

適当な転入先（他の工事現場等）を確保することができない専従的労務者の解雇又は休業手当に要する費用

(15) 従業員給料手当

ア 中止期間中の工事現場の維持管理のために現場に常駐する従業員に支給する給料手当

イ 中止指示時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制の人員に縮小するまでの間、残留していた縮小対象の従業員に支給する給料手当

ウ 工事現場の維持体制の人員から工事を再開する体制に移行するまでの間、増員となる従業員に支給する給料手当

(16) 福利厚生費等

中止の期間中の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信費の費用

(17) 地代

中止期間中の営繕施設に係る敷地の借上げに要する費用

2 本支店における増し分費用

現場における増し分費用の発生に伴い本支店で要する費用

第2章

工事一時中止に伴う増加費用の取扱い について

(土地改良事業工事は除く)

1. 工事一時中止の区分

(1) 一時中止の範囲について

- ◆ 契約書第20条では、工事用地等の確保ができない等のため、又は、暴風、豪雨等、自然的、又は、人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認めるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。
- ◆ 一時中止の範囲には、全体と部分的な場合があり、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。
 - ① 工事の全部を一時中止する場合（全部一時中止）
 - ② 工事の一部を一時中止する場合（一部一時中止）

(2) 一部一時中止の場合の増加費用等について

- ◆ 一部一時中止の場合、中止する工種によって、工事全体の施工に影響を与える場合と与えない場合があり、与える場合の工種を「主たる工種」といい、工事費構成比率が最大の場合とは区別する。
- ◆ 主たる工種によって一時中止する場合（一部一時中止）は、工期および請負代金額を変更する。

		一時中止（工事全体の中止）	一部一時中止（主たる工種の中止）
契約上の取扱い	中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
	技術者の専任	全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任を要す。
	契約解除できる時期 (契約書第49号)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月をこえるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、 3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。
	工期変更	原則として、中止期間分を工期延長する。	一部一時中止に伴う影響期間分を工期延長する。
増加費用の計上方法 (標準積算および一時中止日数NはP.12による)		中止期間が3ヶ月以内の場合は率計上による標準積算を用いることができる。 中止期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、又は、標準積算によりがたい場合は、受注者に見積を求めて、積上げにより積算する。	
		標準積算のNは中止期間の日数とする。	標準積算のNは一部一時中止に伴う工期延長の日数とする。

(3) 区分と期間に応じた増加費用の積算内容

	中止期間が3ヶ月以内の場合	中止期間が3ヶ月を超える場合ほか
一時中止 (工事全体が中止)	標準積算を用いる。	標準積算を用いない。
	①間接工事費等項目※1の積算 1) $Dg \times J$ の率計算により求める。 2) 計算式の一時的中止日数 (N) は『中止期間』とする。	①間接工事費等項目※1の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。
	②直接工事費等項目※2の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。	②直接工事費等項目※2の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。
一部一時中止 (主たる工種が中止)	標準積算を用いる。	標準積算を用いない。
	①間接工事費等項目※1の積算 1) $Dg \times J$ の率計算により求める。 2) 計算式の一時的中止日数 (N) は『工期延長期間』とする。	①間接工事費等項目※1の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。
	②直接工事費等項目※2の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。	②直接工事費等項目※2の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。

※1,※2 P.11、12による。

※3 一時中止による工期延長分のみをさし、数量増などの通常変更分による工期延長分は含まない。

2. 工事一時中止に関する対応例（1）

2-1. 工事概要（例）

- 1 工事名：○○○電線共同溝工事
- 2 当初工期：平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日（750日間）
- 3 当初契約額：¥ 33,590,000-
- 4 一時中止の内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び占有者の物件移転・移設等に時間を要するため、準備工期間中に工事全体を一時中止した。工期の短縮はなし。
- 5 一時中止期間：平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日（129日間）
工事一時中止期間は3ヶ月を超えた。
- 6 契約方法：通常積算（総価契約単価合意方式ではない。）

確認事項			
1 積算方法の選定	工事一時中止のケース		
	契約後準備工着手前に中止した場合	準備工期間中に中止した場合	本工事施工中に中止した場合
中止期間	3ヶ月を超え		
	土木（下水道を含む）工事 ●増加費用は計上しない。 工事用地等の維持管理に要する費用、現場管理費など	●中止期間中の現場維持等に要する費用	土木（下水道を含む）工事、森林工事 ●中止期間中の現場維持等に要する費用は「標準積算」により算定する。 ●標準積算によりがたい場合や道路維持工事又は河川維持工事の場合は「見積積算」により算定する。 ●中止期間中の現場維持等に要する費用は「見積積算」により算定する。
2 積算対象期間の選定	場合		
一時中止（工事全体が中止）	標準積算を用いる。	中止期間が3ヶ月を超える場合ほか	
	①間接工事費等項目※1の積算 1) Dg×Jの率計算により求める。 2) 計算式の一時中止日数（N）は『中止期間』とする。 ②直接工事費等項目※2の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。	標準積算を用いない。 ①間接工事費等項目※1の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。 ②直接工事費等項目※2の積算 1) 見積積算により積上げて求める。 2) 対象期間は『中止期間』とする。	
	工程A(主たる工程) 一時中止 変更 工程B(その他工程) 一時中止 変更		
3 契約上の取扱い	一時中止（工事全体の中止）		
契約上の取扱い	中止の範囲	工事範囲全体	
	技術者の専任	全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	
契約解除できる時期（契約書第49号）	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。（工期の10分の5が6ヶ月をこえるときは6ヶ月）		中止部分を3ヶ月を経過したとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延長する。		一部一時中
増加費用の計上方法（標準積算および一時中止日数NはP.11による）	中止期間が3ヶ月以内の場合は率計上による標準積算を用いることが、中止期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち積算によりがたい場合は、受注者に見積を求めて、積上げにより積算する。		
	標準積算のNは中止期間の日数とする。		一部一時中
4 その他	●再開に向け、再開前の約1ヶ月間は技術者を専任に変更する。		

2 - 2. 基本計画書の作成（例）

<p style="text-align: right;">参考例</p> <p style="text-align: center;">○○○電線共同溝工事</p> <p style="text-align: center;">基本計画書</p> <p style="text-align: center;">平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">○○○株式会社</p>	<p style="text-align: right;">参考例</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none">1 基本計画書作成の目的2 中止時点における出来形等の確認関すること 工事の出来形 職員の体制 労働者数 搬入材料及び建設機械器具 設置済みの仮施設等3 中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 工事現場縮小時の体制 中止期間中の体制 現場組織表 安全衛生管理組織表2) 工事現場再開に向けて4 工事現場の維持・管理に関する基本的事項<ol style="list-style-type: none">1) 現場点検2) 緊急時の対応 地震発生時 台風発生時 緊急連絡体制3) 災害対策本部組織図4) 緊急資材一覧表5 工事再開に向けた方策、準備計画6 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠7 基本計画書に変更が生じた場合の手続き
--	---

中止期間中の現場体制を明記する

参考例

略

3 中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること

1) 工事現場縮小時の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・常駐

監理技術者・・・非専任

施工担当者 現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、発注者と協議のうえ、職員を増員します。

また、別紙現場組織表、安全衛生管理組織に記載した担当者は解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととします。

中止期間中の業務内容を明記する

参考例

4 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

1) 現場点検

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇事務所に報告するとともに、緊急処置の出来る体制を整える。

2) 緊急時の対応

地震発生時

震度4以上の地震発生には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとる。

台風発生時

台風による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとる。

大雪時

大雪による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとる。

緊急連絡体制

別紙のとおりとする。

3) 災害対策本部組織図

別紙のとおりとする。

4) 緊急資材一覧表

別紙のとおりとする。

5) 中止期間中の実施作業

中止解除(現場着工)時には円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。
(現地調査)

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合には、監督員と協議する。

(試掘の立会)

企業者の試掘に対し、全て立会い、埋設箇所の確認を行う。

(施工計画書の作成)

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、発注者へ提出する。

(調整会議等への出席)

工事内容に係る安全連絡調整会議へ出席する。

(協議書の作成)

現場着工に向けた工事等協議書を作成し、発注者と協議する。

略

2-3. 変更基本計画書の作成（例）

中止期間中の現場体制を変更する。

<p style="text-align: right;">参考例</p> <p>〇〇〇電線共同溝工事</p> <p style="text-align: center;">変更基本計画書</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇〇株式会社</p>	<p style="text-align: right;">参考例</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>3 中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること</p> <p>1) 工事現場縮小時の体制</p> <p>中止期間中の体制は以下のとおりです。</p> <p>ただし、約1ヶ月後に工事再開の目途がたってきたことから、再開後の作業を遅滞なく進めるため、〇〇月〇〇日から監理技術者を専任とし、現場再開の準備を進めます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>現場代理人・・・常駐</p><p>監理技術者・・・非専任専任</p></div> <p>施工担当者 現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、発注者と協議のうえ、職員を増員します。</p> <p>また、別紙現場組織表、安全衛生管理組織に記載した担当者は解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととします。</p>
---	---

2-3. 見積書等（例）

【見積書の例】

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇	至) 〇〇県〇〇市〇〇	
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日		至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	(750日間)		(129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	〇〇〇〇電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

●見積積算では、見積り内容の妥当性が確認できる
証明書類等の提出が必要となる。

【証明書類等の例】

(1) 現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

など

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別の支払調書
- ②事務用品費の請求書
- ③経費支払い調書

など

妥当性の確認ができた項目を積上げ、1,000円未満を
切捨て、増加費用として『3,456,000円』を計上する。

2-4. 見積りの証明書類等 (例)

(1) 現場代理人等給料についての証明書類

① 当該現場での作業内容

中止期間中報告書			〇月	総括表	現場代理人	監理技術者
月	日	曜日	作業の内容			
〇年	1	金	工事の一次中止指示			
〇月	2	土				
	3	日				
	4	月	現地調査(現地測量)			
	5	火	現地調査(現地測量)			
	6	水	現地調査(現地測量)			
	7	木	現地調査(現地測量)			
	8	金	現地調査(現地測量)			
	9	土				
	10	日				
	11	月	現地調査(現地測量)			
	12	火	現地調査(現地測量)			
	13	水	現地調査(支障物等の確認)			
	14	木	現地調査(支障物等の確認)			
	15	金	現地調査(支障物等の確認)			
	16	土				
	17	日				
	18	月	現地調査(支障物等の確認)			
	19	火	現地調査(支障物等の確認)			
	20	水	現地調査(支障物等の確認)			
	21	木	現地調査(試掘の立会)			
	22	金	現地調査(試掘の立会)			
	23	土				
	24	日				
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)			
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)			
	27	水	道路調整会議(占用企業者)			
	28	木	現地調査(試掘の立会)			
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)			
	30	土				
	31	日				

〇〇〇(株) 〇〇支店

② 給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除

※工事再開の約1ヶ月前から専任を再開(変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 〇〇 〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
〇月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者 〇〇 〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月				
〇月				
〇月				
〇月	523,600	0	180,937	704,537
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③ 給与明細等の資料

平成 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	〇〇 〇〇 〇〇
生年月日	〇〇 〇〇 〇〇
給与・賞与	〇〇,〇〇〇
超勤手当	〇〇,〇〇〇
賞与配賦金	〇〇,〇〇〇
給与手当	〇〇,〇〇〇
合計	〇〇,〇〇〇

印

各月の給与明細書
前年の源泉徴収票
など

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費についての
証明書類

① 経費別の支払調書

経費別支払調書(平成〇〇年 〇月分) 税抜き金額

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

② 事務用品費の請求書

〇〇株式会社 向中 請求書
平成〇〇年〇月〇日

住所: 〇〇県〇〇市〇〇

会社名: 〇〇株式会社
代表者: 〇〇〇〇
TEL: 012-345-6789

工部名称: 〇〇電線共同溝工事

品名	数量	単価	金額
印刷用紙	1	37,000	37,000
コピー代			
連絡車			
レンタルハウス			

※〇〇株式会社使用欄

発行: 〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇

請求: 〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇

支払: 〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇

引当: 〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇

合計: 101,300

③ 経費支払い調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

2 - 5. 設計書作成について（例）

（1）作成フロー

1 中止時点における増加費用（A）を算出する。

- ① 中止指示時点で契約中の内容をベースにして、「中止に伴う現場維持等の費用」および「工期短縮に伴う増加費用」を追加した変更設計書を作成する。
- ② 工事価格における増加額を「中止時点における増加費用（A）」とする。

2 変更設計書を作成し、変更積算の工事価格を算出する。

「中止に伴う現場維持等の費用」および「工期短縮に伴う増加費用」を含めない、変更設計書を作成し、「変更積算の工事価格」を算出する。

3 設計書鏡において、変更契約の工事価格（B）を算出する。

2で算出した変更積算の工事価格に請負比率を考慮して「変更契約の工事価格（B）」を算出する。

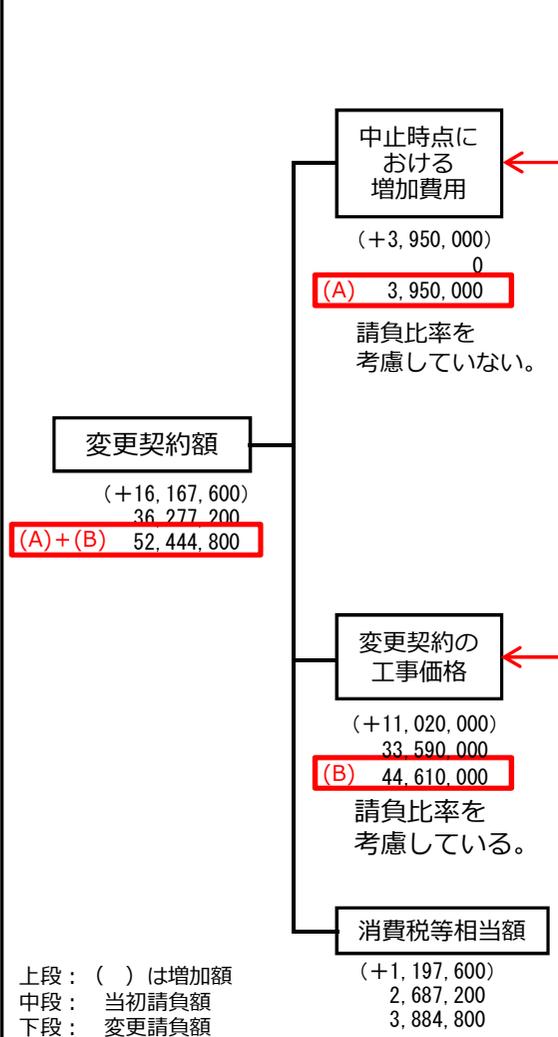
4 設計書鏡において、工事一時中止を考慮した変更契約額を算出する。

- ① （A）と（B）を加算し「変更契約の工事価格（A + B）」を算出する。
- ② 消費税等相当額を考慮して「工事一時中止を考慮した変更契約額（消費税等相当額を含む。）」を算出する。

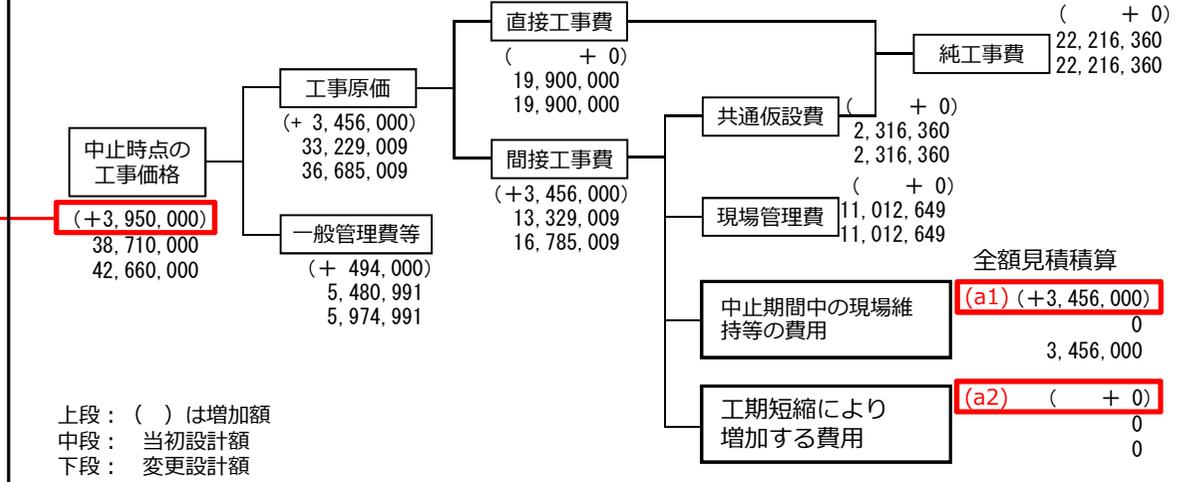
(2) 工事一時中止を考慮した設計書の構成

●設計書および鏡の構成

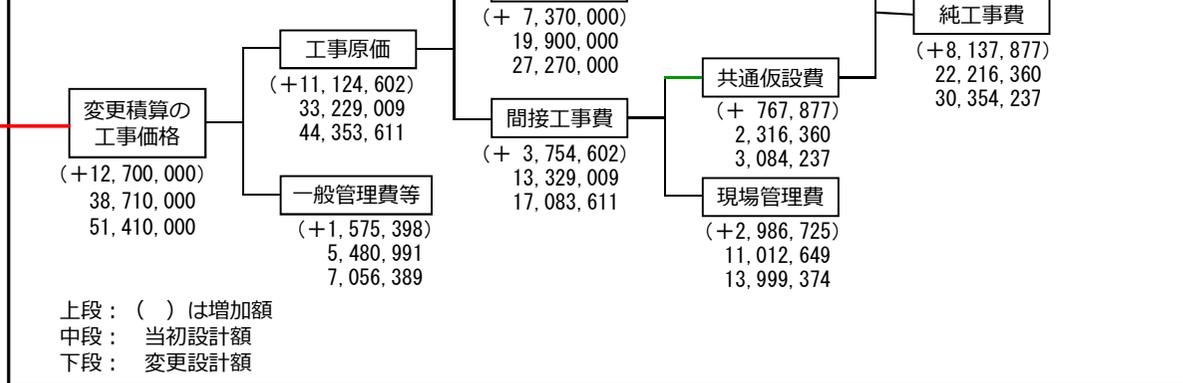
4 変更契約額を算出 (設計書鏡)



2 増加費用 (A) を算出するための設計書



3 変更設計書



2-6. 設計書 (例)

(この事例では、中止時点における契約上の純工事費は当初契約の状態であった。)

1 中止時点における契約設計書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額
本工事費								
共同溝						(4,860,000)		19,900,000
開削土工						(4,860,000)		19,900,000
掘削工						(4,860,000)		19,900,000
開前掘削						(4,860,000)		19,900,000
直接工事費	10,000		m	3	1,990	(4,860,000)		19,900,000
共通仮設費率計算額						(4,860,000)		19,900,000
算定式 対象額 率	2316360=19900000*(0.0895*1.3)					19,900,000		0.0895
共通仮設費計						2,316,360		2,316,360
純工事費						2,316,360		2,316,360
現場管理費	算定式 対象額 率	11012649=22216360*(0.4506*1.1)				22,216,360		0.4506
工事原価						11,012,649		33,229,009
一般管理費等	算定式 対象額 率	5486108=33229009*(0.1647*1.00)+33229009*0.0004			率補正率	0.0004		0.1647
工事価格計						5,480,991		38,710,000
消費税等相当額計	算定式 対象額 率	3096800=38710000*0.08				38,710,000		0.0800
工事費計						3,096,800		41,806,800

純工事費の内容を変えない

2 増加費用 (A) を算出するための設計書作成

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額
本工事費								
共同溝						(4,860,000)		19,900,000
開削土工						(4,860,000)		19,900,000
掘削工						(4,860,000)		19,900,000
開前掘削						(4,860,000)		19,900,000
直接工事費	10,000		m	3	1,990	(4,860,000)		19,900,000
共通仮設費率計算額						(4,860,000)		19,900,000
算定式 対象額 率	2316360=19900000*(0.0895*1.3)					19,900,000		0.0895
共通仮設費計						2,316,360		2,316,360
純工事費						2,316,360		2,316,360
現場管理費	算定式 対象額 率	11012649=22216360*(0.4506*1.1)				22,216,360		0.4506
中止期間中の現場維持費等						11,012,649		0
中止期間中の現場維持等の費用						0		3,456,000
工期短縮により増加する費用	1		式			3,456,000		0
工事原価						0		33,229,009
一般管理費等	算定式 対象額 率	5981941=36685009*(0.1627*1.00)+33229009*0.0004			率補正率	0.0004		0.1627
工事価格計						5,480,991		38,710,000
消費税等相当額計	算定式 対象額 率	3412800=42660000*0.08				42,660,000		0.0800
工事費計						3,412,800		41,806,800

純工事費の金額は変わらない

ここだけ追加する

増加額
3,950,000円

中止時点における
増加費用 (A)

3 変更設計書の作成

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	
本工事費									
共同溝							(4,860,000)	
							(19,900,000)	
							(7,845,000)	
								27,270,000	
開削土工							(4,860,000)	
							(19,900,000)	
							(7,845,000)	
								27,270,000	
掘削工							(4,860,000)	
							(19,900,000)	
							(4,860,000)	
								19,900,000	
開前掘削							(4,860,000)	
							(19,900,000)	
							(4,860,000)	
								19,900,000	
埋戻し工	10,000		m	3		1,990			
埋戻し工							(2,985,000)	
							(7,370,000)	
							(2,985,000)	
								7,370,000	
直接工事費									
							(4,860,000)	
							(19,900,000)	
							(7,845,000)	
								27,270,000	
共通仮設費率計算額									
								2,316,360	
								3,084,237	
算定式	3084237=27270000*(0.0870*1.3)								
対象額	27,270,000								2,316,360
率	0.0870								3,084,237
共通仮設費計									
								2,316,360	
								3,084,237	
純工事費									
								22,216,360	
								30,354,237	
現場管理費									
算定式	13999374=30354237*(0.4193*1.1)								
対象額	30,354,237								11,012,649
率	0.4193								13,999,374
工事原価									
								33,229,009	
								44,353,611	
一般管理費									
算定式	7061079=44353611*(0.1589*1.00)+33229009*0.0004								
対象額	44,353,611								5,480,991
率	0.1589							保証対象額	33,229,009
							率補正率	0.0004	
								7,056,389	
工事価格計									
								38,710,000	
								51,410,000	
消費税等相当額計									
算定式	4112800=51410000*0.08								
対象額	51,410,000								3,096,800
率	0.0800								4,112,800
工事費計									
								41,806,800	
								55,522,800	

内容を変更する。

4 変更契約額を算出

	当 初	第 1 回変更 (増減)	第 2 回変更	
設 計	工 事 価 格	38,710,000	51,410,000	
	中 止 維 持 費 等		(A) 3,950,000	
	工 事 価 格 計	38,710,000	54,866,000	
	消 費 税 等 相 当 額	3,096,800	4,389,280	
	工 事 費 計	41,806,800	59,255,280	
契 約	工 事 価 格	33,590,000	(B) 44,610,000	
	中 止 維 持 費 等		(A) 3,950,000	
	工 事 価 格 計	33,590,000	(A)+(B) 48,560,000	
	消 費 税 等 相 当 額	2,687,200	3,884,800	
	契 約 額	36,277,200	変更契約額 52,444,800	
	増 減			16,167,600

ここで、
請負比率を
考慮する

ここでは、
請負比率を
考慮しない

変更積算の工事価格
51,410,000円

注) 設計工事価格 : 落札率を乗じず、消費税等相当額を含まない額。
 契約工事価格 : 応札額、または設計工事価格に前回落札率を乗じた額で、消費税等相当額を含まない。
 工事価格計 : 工事価格に中止維持費を加算した額。
 工事費計 : 工事価格計に消費税等相当額を加算した額。

3. 工事一時中止の対応例 (2)

3-1. 標準積算の率計算 (例)

(工事一時中止が3ヶ月未満の場合)

◆中止期間中の現場維持等の費用計算式

$$G = d g \times J + \alpha$$

G : 中止期間中の現場維持等の費用 (単位 : 円、1,000円未満切り捨て)

d g : 一時中止に係る現場経費率 (単位 : %、少数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (一時中止時点の契約上の純工事費) (単位 : 円、1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位 : 円、1,000円未満切り捨て)

$$d g = A \times \left[\left\{ \frac{J}{(a \times J^b + N)} \right\}^B - \left\{ \frac{J}{(a \times J^b)} \right\}^B \right] + (N \times R \times 100) / J$$

N : 中止日数 (単位 : 日、全部一時中止の場合は中止日数、部分一時中止の場合は部分中止に伴う工期延長日数とする。)

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数 (積算基準 別表-1より)

◆計算例

1) 施工条件

- ・中止期間 : 3ヶ月未満
- ・工期延長期間 : 80日間
- ・中止範囲 : 部分一時中止
- ・大工種 : 河川・道路構造物 (橋台工事)
- ・施工地域・工事場所区分 : 地方部 (施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)
- ・J : 12,234,567円
- ・N : 80日
- ・R : 21,900円
- ・ α : 0円

2) 各工種ごとに決まる係数 (積算基準より)

- A = 180.4
- B = -0.1562
- a = 0.8251
- b = 0.3075

注) 係数等については最新の積算基準によること。

3) 計算結果

- d g = 16.7313 \approx 16.731 % (少数第4位四捨五入3位止め)
- G = 2,046,965円

◆中止期間中の現場維持等の費用

2,046,000円 (千円未満切捨て)

本書の内容は、長野県ホームページに掲載しています。

ホーム>社会基盤>建設・建築・開発>技術管理>設計変更ガイドライン

平成29年4月 工事一時中止に係るガイドライン（案）

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部